

[事案 2023-342] 転換契約無効請求

- ・令和 6 年 7 月 10 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 6 月に契約した終身保険を、平成 26 年 11 月に介護保険（本契約）に一部転換したが、以下等の理由により、本契約を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人は、転換の際、自分に対し親族の同席を依頼しなかった。保険会社は、親族の同席の代わりに保険会社の社員を同席させたと主張するが、保険会社の社員は保険契約を推進したい側であり、高齢者保護の観点からすれば不適切な対応である。
- (2) 転換前契約は 550 万円の死亡保障を中心とする保険であったところ、本転換により死亡保障が 300 万円に減縮された。その代わりに締結した本契約は、要介護 3 になった時に 170 万円が支払われる保険であるため、要介護 3 になった後に死亡した場合には 80 万円、要介護 3 にならずに死亡した場合には 250 万円の損失が生じる。
- (3) 年金や資産で介護費用を十分にカバーできる自分にとって、本契約のような民間の介護保険は、損失が大きく加入すべきではない。しかし、募集人は、自分の家族にとって損失が大きく、客観的・常識的に不要な保険を提案し契約させた。募集人は、このような不利益を説明せず、自分も理解していなかったために申し込みをしてしまった。親族が同席していれば、本転換を行うことはなかった。
- (4) 保険会社が使用する契約時の家族同席に関する書面には、「特に『お子さま』の同席をお願いしております」とか「お子さまが同席できない転換・一部転換のお手続きには、必ず当社担当責任者が同席いたします」との記載がある。転換前契約の死亡保険金受取人である配偶者は、同席者の候補としては子より先順位にあると解釈すべきである。また、同書面では、子の同席ができない場合には、配偶者ではなく保険会社の担当責任者が同席することとされており、いずれも不適当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本転換により、申立人には損失は生じておらず、本契約に加入する意味がなかったとも言えない。
- (2) 提案書を用いて、本契約の保障内容のほか、一部転換により転換前契約の死亡保障金額が減額されることを説明した。また、年に 1 度、申立人に対して転換前契約および本契約の契約内容が記載されたレポートを用いて契約内容の説明を行っていたが、申立人からは特に申し出はなかった。
- (3) 本転換の際、申立人に対して親族の同席を依頼したが、申立人は、子の同席については、忙しいこと、近所に住んでいないことから断り、また、配偶者の同席については、転換前契約は、申立人の母が自分のためにかけてくれた保険であり、配偶者は関係ない、と述べて断った。そのため、当社は、職員を同席して申込手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

当審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の事情を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が無効となるか否かを判断するためには、募集人と申立人の間で具体的にどのようなやり取りがあったかを確認する必要があるが、申立人には本転換の際の記憶がほとんどなく、事情聴取によっても、申立人が、申立人の主張するように誤信していたか否かの事実を認定することができなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。